○北栄町道路占用料徴収条例

平成17年10月１日

条例第132号

改正　平成21年３月23日条例第23号

平成26年３月20日条例第８号

平成27年６月16日条例第25号

(趣旨)

第１条　この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、町が徴収する道路占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(占用料の額)

第２条　占用料の額は、別表のとおりとする。

(占用料の減免)

第３条　町長は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減免することができる。

(１)　公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため占用するとき。

(２)　地方財政法(昭和23年法律第109号)第６条に規定する公営企業のため占用するとき。

(３)　道路に出入りする通路又は排水施設を設けるとき。

(４)　前３号のほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(占用料の徴収方法)

第４条　占用料は、道路の占用を許可した際にその全額を徴収する。ただし、占用期間が２会計年度以上にわたるものにあっては、翌年度以降の占用料は、毎会計年度の始めに徴収する。

(占用料の還付)

第５条　既に納付した占用料は、還付しない。ただし、道路占用者から占用料還付の請求があった場合次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた月の翌月からの占用料を還付することができる。

(１)　法第71条第２項の規定により占用の許可を取り消したとき。

(２)　天災その他特別の事由により道路の占用ができなくなったとき。

(３)　占用者が占用の廃止を届け出て道路を原状に回復したとき。

(延滞金の徴収)

第６条　法第73条第１項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。

２　前項の延滞金の額及びその徴収方法については、北栄町延滞金徴収条例(平成17年北栄町条例第51号)の規定を準用する。

(委任)

第７条　この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、平成17年10月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町道路占用料徴収条例(昭和62年北条町条例第１号)又は大栄町道路占用料徴収条例(平成12年大栄町条例第２号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により占用の許可を受けているものの占用料については、なお合併前の条例の例による。

附　則(平成21年３月23日条例第23号)

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則(平成26年３月20日条例第８号)

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則(平成27年　月　日条例第　号)

この条例は、平成27年　月　日から施行する。

別表(第２条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 占用料 |
| 　 | 　 | 単位 | 金額 |
| 法第32条第１項第１号に掲げる工作物 | 第１種電柱 | １本につき１年 | 530円 |
| 第２種電柱 | 820円 |
| 第３種電柱 | 1,100円 |
| 第１種電話柱 | 480円 |
| 第２種電話柱 | 760円 |
| 第３種電話柱 | 1,000円 |
| その他の柱類 | 48円 |
| 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ１メートルにつき１年 | ５円 |
| 地下に設ける電線その他線類 | ３円 |
| 路上に設ける変圧器 | １個につき１年 | 470円 |
| 地下に設ける変圧器 | 占用面積１平方メートルにつき１年 | 290円 |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | １個につき１年 | 950円 |
| 郵便差出箱及び信書差出箱 | 400円 |
| 広告塔 | 表示面積１平方メートルにつき１年 | 1,000円 |
| その他のもの | 占用面積１平方メートルにつき１年 | 950円 |
| 法第32条第１項第２号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ１メートルにつき１年 | 20円 |
| 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 29円 |
| 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 43円 |
| 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 57円 |
| 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | 86円 |
| 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | 110円 |
| 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | 200円 |
| 外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの | 290円 |
| 外径が１メートル以上のもの | 570円 |
| 法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設 | 占用面積１平方メートルにつき１年 | 950円 |
| 法第32条第１項第５号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が１のもの | Aに0.004を乗じて得た額 |
| 階数が２のもの | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 階数が３以上のもの | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 上空に設ける通路 | 510円 |
| 地下に設ける通路 | 310円 |
| その他のもの | 950円 |
| 法第32条第１項第６号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの | 占用面積１平方メートルにつき１日 | 10円 |
| その他のもの | 占用面積１平方メートルにつき１月 | 100円 |
| 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第７条第１号に掲げる物件 | 看板(アーチであるものを除く。) | 一時的に設けるもの | 表示面積１平方メートルにつき１月 | 100円 |
| その他のもの | 表示面積１平方メートルにつき１年 | 1,000円 |
| 標識 | １本につき１年 | 760円 |
| 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの | １本につき１日 | 10円 |
| その他のもの | １本につき１月 | 100円 |
| 幕(政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの | その面積１平方メートルにつき１日 | 10円 |
| その他のもの | その面積１平方メートルにつき１月 | 100円 |
| アーチ | 車道を横断するもの | １基につき１月 | 1,000円 |
| その他のもの | 510円 |
| 政令第７条第２号に掲げる工作物 | 占用面積１平方メートルにつき１年 | 950円 |
| 政令第７条第３号に掲げる施設 | Aに0.025を乗じて得た額 |
| 政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料 | 占用面積１平方メートルにつき１月 | 100円 |
| 政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設 | 95円 |
| 政令第７条第８号に掲げる施設 | 上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下にもうけるもの | 占用面積１平方メートルにつき１年 | Aに0.018を乗じて得た額 |
| その他のもの | Aに0.025を乗じて得た額 |
| 政令第７条第９号に掲げる施設 | 建築物 | Aに0.018を乗じて得た額 |
| その他のもの | Aに0.013を乗じて得た額 |
| 政令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物 | 上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | Aに0.018を乗じて得た額 |
| その他のもの | Aに0.025を乗じて得た額 |
| 政令第７条第12号に掲げる器具 | Aに0.025を乗じて得た額 |

備考

１　第１種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち３条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第２種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは、電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

２　第１種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち３条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第２種電話柱とは、電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは、電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

３　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

４　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

５　Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

６　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが１平方メートル若しくは１メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに１平方メートル若しくは１メートル未満の端数があるときは、１平方メートル又は１メートルとして計算するものとする。

７　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算するものとし、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

８　１件の占用料の額が100円未満である場合における当該占用料の額は、100円とするものとする。

９　消費税法(昭和63年法律第108号)第６条第１項の規定により非課税とされる占用以外の占用に係る１件の占用料の額は、この表(前号を除く。)の規定により計算して得た額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(その額が100円未満である場合にあっては、100円とし、その額が100円以上の場合であって、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とするものとする。